

## 事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度	平成 24 年度
--------	----------

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	芸術文化協会補助金			
担当課係名	文化財 課	文化財 係	作成者	伊藤 薫
総合計画での位置づけ	施策の大綱	明日を担う人材を育む教育文化のまち		総合計画のページ  100
	基本計画	芸術文化活動の振興と文化財保護		
	主要施策	文化財の保護と後継者の育成		
予算費目	一般 会計	10 款 教育費	5 項 社会教育費	4 目 文化財保護費
事業期間	平成 年度 ~ 平成 年度		新規/継続の区分	継続
性質区分	<input type="checkbox"/> 市民サービス <input type="checkbox"/> 公共事業 <input type="checkbox"/> 施設維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理			
根拠法令等	文化財保護法			
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
運営方法	<input type="checkbox"/> 直 営 <input type="checkbox"/> 直営 (一部民間委託) <input type="checkbox"/> 民間委託 (全部) <input checked="" type="checkbox"/> 補 助			

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	市民のため。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	仙北市における芸術文化団体の自主的活動の強化促進を図り、芸術文化の普及振興と市民文化の高揚に寄与する。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	①芸術文化の普及振興 ②芸術文化功労者・団体の表彰 ③芸術文化に関わる広報活動④加盟団体の活動促進並びに新たな地域文化の掘り起こし ⑤その他目的達成に必要な事項

【事務事業の推移】

		項 目		単 位	23年度実績		24年度実績		
					23年度実績	24年度実績			
効果	活動指標	芸文振興大会芸術文化授賞式	目標	回	1	1			
			実績	回	1	1			
			達成度	%	100.0%	100.0%			
	成果指標	芸文仙北発行	目標	部	650	650			
			実績	部	650	650			
			達成度	%	100.0%	100.0%			
投下コスト	項 目		総事業費		23年度決算額(千円)	24年度決算額(千円)			
	事業費(人件費を除く)(A)				50	50			
	人 件 費 (B)		—		848	829			
	職 員 数		—		0.10	0.10			
	職 員 平 均 人 件 費		—		8,479	8,286			
	(A) + (B) 投下コスト		—		898	879			
	財源内訳	国 庫 支 出 金				0	0		
		県 支 出 金				0	0		
		地 方 債				0	0		
		そ の 他				0	0		
		一 般 財 源				898	879		
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		898,000	879,000			
	市民1人当たりのコスト(円)		—		30	30			

【事務事業の今までの成果】

仙北市の地域芸術文化の興隆発展と親睦、融和、活性化が図られている。また、専門分野の人材で市事業への協力が必要となる。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	芸術文化協会を編成している。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	田沢湖、角館、西木地区のそれぞれ芸術文化協会の会員が、親睦と融和のもと仙北市芸術文化協会に集い、大きな組織で強化促進を図り、普及振興に努力している。

【一次評価】

判定	事業の方向性	判定に至った理由
A	A 現状のまま継続（実施）	市の芸術文化振興にとって要の存在であり、芸術文化振興のため支援する必要がある。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

【二次評価】

判定	判定に至った理由
A	地域芸術文化の普及振興と、文化の高揚を図ることを目的としている専門団体に補助金を交付することにより、より効率的に芸術文化等の普及振興を図る事ができると考えます。

